

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年4月28日（平成28年（行情）諮問第343号）

答申日：平成28年7月19日（平成28年度（行情）答申第194号）

事件名：精神保健指定医の資格の取消しに関する特定保険医療機関に対する診療報酬請求の指導等に係る文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定保険医療機関の医師が「精神保健指定医」の資格を不正取得したなどとして、厚生労働省に指定を取り消された件に付随する診療報酬の不正・返還についての情報一切（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成28年2月4日付け厚生労働省発保0204第6号で行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 異議申立て理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

原処分を取り消して、請求した情報は全部開示する、との決定を求める。

本件の対象情報の存否を回答することは、法5条2号イに規定する不開示情報を開示することにはならない、したがって、同法8条にも該当しない。

特定保険医療機関にかかる診療報酬の返還等の情報が存在することは新聞報道にもあるとおり、公になっている情報である。（資料1，添付省略）

##### （2）意見書

#### ア 特定保険医療機関の違法行為

特定保険医療機関は、精神保健指定の違法取得を行ったことが明らかになっている。当該事件は、空前絶後の重大な人権侵害事件であ

る。障害者の権利条約にも種々の規定に直接違反している。

また、当該精神科医が指定医であることを以て上乗せされる診療報酬の差額分を違法・不当に請求し、受領していたのである。

#### イ 本件対象情報の不開示情報非該当性

指定医は、対象者の人権を著しく制限する強制入院という公権力の行使を執行している医師であり、指定医でない医師が指定医として診療しその増額分を請求し受領したことは不当・違法請求そのものである。

我が国の精神医療が国連の種々の委員会（人権委員会自由権規約、子供の権利委員会、拷問禁止委員会等）から複数回にわたって是正勧告を出されていること、我が国に限らず世界的に強制入院の廃止が求められていること等に鑑みても、当該精神科病院の正当な権利利益を害するおそれはないといえる。指定を違法・不当に取得した医師による不適切な医療・診療報酬請求・受領がなされていたという事実のみによって当該特定保険医療機関の社会的評価や社会的信用度の低下につながる可能性については、その因果関係の証明がなく、仮に予想できるとしてもれっきとした事実であり、評価や信用度が低下しても甘受すべきである。

我が国社会は自立した個人と市場を中心とした競争を基礎にし、政府の役割はいわゆる市場の失敗を補い、また、市場における競争が公正になされることを確保することにある。しかして、競争市場が作動するためには、情報に通じた個人による市場参加が欠かせない。市場の完全な作動には情報が欠かせないのである。この市場を商品及び証券に限定したとしても、市場参加者の必要とする情報には商品の質、価格、証券発行会社の財務状況についての情報だけでなく、企業が法規に合致して行動しているか、さらに、いわゆる社会的責任をどれだけ果たしているかについての情報も含まれる。この企業あるいは経営者の社会的責任は、環境汚染の防止、環境負担の軽減、男女共同の社会参画、障害者の自立への協力、その他メセナ活動などその範囲は広い。企業活動が我々個人の日常生活に及ぼす影響が大きい現在、企業がどのような行動をとっているのかの情報は、我々が、たとえば、商品の購入、投資決定など日常的な決定をしていく上で欠かせない。記号の行動に関する情報が公開されることで、市場により、あるいは、世論の力によって企業の行動が社会的に批判され、また、その批判によって企業が、社会的に責任のある行動をとることになり、穏やかな社会の改革が可能になる。法は、情報の公開によって社会を穏やかに改革していくことを暗黙裡に前提としている。

本件対象文書は、病院を経営する法人が法律上要請されている責任をいかに果たしたかを示す報告書であり、精神保健福祉法、医療法、健康保険法等によって病院に要請されている行動を病院がどのように果たしているかを知ることは、病院の行動によって影響を受ける市民の当然の権利である。更に重要なことは、本件対象文書にかかる情報が、高齢者、知的障害者、精神障害者の生存権、勤労権、幸福追求権、インフォームド・コンセントの権利といった、日本国憲法の保障する基本的人権の問題そのものであり、その情報を保有している行政機関がそれを秘匿すべきであるとする事は認められない。

#### ウ 異議申立人の主張についての反論

特定保険医療機関が自主返還を検討している事実が公になっているのであれば本件対象情報を公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれあるとはいえない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件異議申立ての経緯

- (1) 本件異議申立人である開示請求者は、平成27年12月22日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、異議申立人はこれを不服として、平成28年2月9日付けで異議申立てを提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせず不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

#### 3 理由

##### (1) 医療保険制度の概要について

我が国の医療保険制度は、社会保険制度の一つとして、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）等に基づき、傷病等について療養の給付を行い、その給付の財源を保険料の拠出と国庫の負担をもって賄おうとする制度である。

医療保険制度においては、診察、薬剤の支給、処置、手術その他の治療等の療養の給付を担当する病院若しくは診療所又は薬局については、その開設者の申請に基づき、厚生労働大臣が保険医療機関又は保険薬局（以下、併せて「保険医療機関等」という。）として指定することによ

り、保険診療（保険調剤を含む。以下同じ。）を行うことができることとされている。また、保険医療機関において診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において調剤に従事する薬剤師についても同様に、それらの者の各々の申請に基づき、厚生労働大臣が登録した保険医又は保険薬剤師（以下、併せて「保険医等」という。）でなければならぬこととされている。

## （２）保険医療機関等に対する指導等について

### ア 指導について

（ア）指導とは、健保法等の関係法律の規定に基づき、保険医療機関等又は保険医等に対して、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療（調剤を含む。以下同じ。）の内容又は診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求について行うものである。

指導形態としては、集団指導（保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により実施）、集団的個別指導（保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により実施）及び個別指導（保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により実施）の３形態がある。

### （イ）個別指導後の措置

個別指導後の措置は、診療内容及び診療報酬の請求の妥当性等により、①概ね妥当、②経過観察、③再指導及び④要監査の４種類がある。

個別指導後は、保険医療機関等に対し、指導結果（個別指導後の措置）及び改善すべき事項として指摘したもの（以下「指摘事項」という。）について、文書により通知し、「改善報告書」の提出を求めることとしている。

また、経済上の措置として、診療内容又は診療報酬の請求に関し不当な事項を確認したときは、当該保険医療機関等に対し、指摘事項について自己点検を求め、自己点検の結果、指摘事項と同様のものが確認されたときは、診療報酬の自主返還を求めているところである。

### イ 監査について

（ア）個別指導の結果、診療内容又は診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由がある場合等には、監査に移行する。

監査は、保険医療機関等が行う診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事

実関係を把握し、公正かつ適切な措置を講ずることを目的としているものである。

(イ) 監査後の措置は、不正又は不当の事案の内容により、①取消処分（保険医療機関等の指定の取消（健保法 80 条）及び保険医等の登録の取消（同法 81 条））、②戒告及び③注意の 3 種類がある。

(ウ) 取消処分を受けた個別の保険医療機関等の名称、保険医等の氏名等については、各地方厚生（支）局において、その都度公表を行っている。

(エ) また、厚生労働省においては、保険医療機関等の指導・監査等の実施状況について、毎年度、これを公表（例えば、平成 27 年度であれば、平成 27 年 12 月 22 日に、「平成 26 年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況」を公表。）しており、この中で、監査を実施した保険医療機関等の件数や保険医等の人数を掲載しているほか、取消処分を受けた保険医療機関等の名称、保険医等の氏名等をホームページに掲載している。

(オ) 上記（ウ）及び（エ）の場合を除けば、たとえ監査を受けた事実があっても、その対象となった保険医療機関等の名称、保険医等の氏名等を公にはしていない。

### (3) 不開示情報該当性について

ア 異議申立人は、特定保険医療機関の名称を名指しして、本件対象行政文書の開示を求めているところ、その存否を明らかにすると、特定の保険医療機関が指導等を受けたという事実及び当該指導等の結果、診療報酬の返還を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになる。

イ また、異議申立人は、特定保険医療機関の医師が「精神保健指定医」の資格を不正取得していたことを原因とする診療報酬の不正請求があり、これに伴う診療報酬の返還が行われたことを前提に、本件開示請求を行っているが、指導等ではそのような医療従事者の資格の確認も含めて、特定保険医療機関全体の診療内容及び診療報酬請求の適正性の確認を行うこととなる。

ウ 本件存否情報が明らかになると、特定の保険医療機関が不正・不当な保険診療及び診療報酬請求を行っているのではないかとの憶測を呼び、そのような憶測が広く拡散するといった、いわゆる風評被害が発生するなど、特定保険医療機関の社会的信用を低下させるおそれがあり、患者確保の面等において特定保険医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本件存否情報は法 5 条 2 号イに該当するため、その存否を明らかにすることなく、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、特定保険医療機関にかかる診療報酬の返還等の情報が存在することは新聞報道にもあるとおり公になっている情報であり、その存否を回答することは、法5条2号イに規定する不開示情報を開示することにはならず、法8条にも該当しない旨主張している。

イ しかしながら、異議申立人の主張する新聞報道は、特定保険医療機関が診療報酬の自主返還を検討する考えを示している旨報道したものに過ぎず、これをもって特定の保険医療機関が指導等を受け、その結果診療報酬を返還した事実があり、これが公になっているとは言えない。

ウ よって、上記(3)で述べたとおり、本件存否情報が明らかになると特定保険医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、請求人の主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ①平成28年4月28日 | 諮問の受理         |
| ②同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年5月25日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④同年6月30日    | 審議            |
| ⑤同年7月14日    | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定保険医療機関の医師が「精神保健指定医」の資格を不正取得したなどとして、特定年2度にわたって厚生労働省に指定を取消された問題があった件に関する情報一切。業務の再開等も含む。また、その件に付随する診療報酬の不正・返還についての情報一切。」の開示を求めるものである。

処分庁は、特定保険医療機関に関する精神保健指定医の取消しについて(特定日付け事務連絡)等の文書を特定し、その一部を不開示とする処分を行うとともに、「特定保険医療機関の医師が「精神保健指定医」の資格を不正取得したなどとして、厚生労働省に指定を取り消された件に付随する診療報酬の不正・返還についての情報一切」(本件対象文書)の開示請求については、その存否を答えるだけで法5条2号イに規定する不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせず不開示請求を拒否する不開示決定(原処分)を行った。

審査請求人は、原処分取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該特定保険医療機関に関連する精神保健指定医の資格の不正取得に対し、当該精神保健指定医の指定が取り消されたことが、診療報酬の不正請求に結びつくものではなく、当該特定保険医療機関に関して公表された事実の中に、精神保健指定医の資格を不正取得していたことによる診療報酬の不正請求及びその不正請求に係る診療報酬の返還が行われたことに関する事項は認められなかった。

## 2 本件対象文書の存否応答拒否について

(1) 法5条2号イは、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

(2) 本件開示請求は、特定の保険医療機関を名指しして、当該特定保険医療機関の医師が「精神保健指定医」の資格を不正取得していたことによる診療報酬の不正請求があり、この不正請求に係る診療報酬の返還が行われたことを前提に、不正請求及びそれに関する診療報酬の返還に係る全ての文書等の開示を求めるものである。

そうすると、本件対象文書の存否を答えることは、特定保険医療機関が診療報酬を不正に請求し、それに伴い（不正請求した）診療報酬の返還を求められたという事実の有無（本件存否情報）を明らかにするものと認められる。

(3) 特定保険医療機関が、診療報酬を不正に請求し、それに伴い（不正請求した）診療報酬の返還を求められたという事実の有無が明らかにされた場合、当該特定保険医療機関が、不正・不当な保険診療及び診療報酬請求を行っているのではないかとの憶測を呼び、そのような憶測が広く拡散するといった、いわゆる風評被害が発生するなど特定保険医療機関の社会的信用を低下させるおそれがあり、患者確保の面等において特定保険医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。このため、本件存否情報は法5条2号イに該当する。

(4) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子